

山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金交付要綱

令和5年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の地域課題等の解決を図ることを目的として、協創の理念に基づき事業を実施しようとする市民活動団体等（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内において山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、山陽小野田市補助金交付規則（平成17年山陽小野田市規則第53号）別表に掲げるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象団体等)

第2条 補助金の交付の対象となる団体等（以下「補助対象団体等」という。）は、別に定める山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業審査会（以下「審査会」という。）の審査を受け、市長が補助金の交付を決定した事業を行おうとする次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 3人以上の構成員で組織していること。
- (2) 事業を確実に実施するに足る人員、体制及び資金を備えていること。
- (3) 補助対象団体等の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- (4) 補助対象団体等の予算、決算について適正な会計処理が行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等で構成する団体若しくはこれらと密接な関係を有する者と関連する団体
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める団体
（補助金の交付対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の要件の全てを満たす事業とし、同一年度において1団体につき1事業を申請の上限とする。

- (1) 本市の総合計画の方向性に沿い、市が進める「協創によるまちづくり」の趣旨に沿った公益的な事業であること。
- (2) 予算の見積りが適正であること。
- (3) 地域課題又は社会的課題の解決が図られる事業であること。
- (4) 市民目線からのまちづくりのアイデアや工夫があり、持続性のある事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外とする。

- (1) 営利を主たる目的とする事業
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を享受する事業
- (3) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (4) 施設等の建設又は整備を主たる目的とする事業
- (5) 補助対象団体等の資産形成を主たる目的とする事業
- (6) 国、地方公共団体（本市を含む）及びそれらの外郭団体から既に助成等を得ている事業
- (7) 公序良俗に反する事業
- (8) 年度末までに完了しない事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業
（補助金の対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は別表に定める経費とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象団体等から提案のあった補助事業に対して、事業費を上限にふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより集まった寄附額とする。ただし、同一団体による同一の目的の事業で採択実績が3回を超える事業においては、事業費を上限に、集まった寄附額からサイト掲載手数料、決済手数料等の経費を減じた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体等（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 企画提案書（様式第2号）
- (2) 事業スケジュール（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 第2条第1項各号に掲げる要件が確認できる書類
- (5) 申立書（申請者用暴力団排除関係）（様式第5号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(審査会)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請内容及び事業内容を審査し補助金の交付又は不交付を決定するため、審査会に諮るものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合において、申請の内容を審査し補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために、必要な指示をし、及び条件を付すことができる。

3 市長は、審査により補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更するときは、軽微なものを除き、速やかに補助金交付変更申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 第6条に規定する書類のうち変更となるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付の決定を変更したときは、補助事業者に、補助金交付決定変更通知書（様式第9号）により通知するものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による補助金交付決定変更の場合について準用する。

4 第1項に規定する軽微なものとは、交付決定を受けた交付金の額の変更を伴わないものとする。

（完了報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、完了報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支決算書（様式第11号）
- (2) 補助事業に係る決算状況が分かる書類の写し（内訳の記載されたものに限る。）
- (3) 補助事業の完了を確認できる写真等の資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングによる寄附額又は補助事業における決算額のいずれか低い額を上限に、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金を請求するときは、補助金請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第2条各号に掲げる補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、第11条に規定する補助金の額の確定通知を行った後についても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

4 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、市は賠償の責めを負わないものとする。

（交付申請の取下げ）

第14条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに補助金交付申請取下書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前条第3項から第4項までの規定は、前2項の場合について準用する。

（返還命令）

第15条 市長は、第13条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還命令は、補助金返還請求書（様式第16号）により行うものとする。

（関係書類の整備等）

第16条 補助事業者は、当該事業に係る経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（報告、指示及び検査）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助事業の実施に関し必要な指示をし、又は前条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

2 市長は、前項の規定による検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（関係機関等との協議）

第18条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たり、関係機関及び関係部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表

第4条に定める補助金の対象経費は、次のとおりとする。

科目	対象となる経費	原則対象とならない経費
報償費	・講師謝礼等	・別途委託料等を支払う相手への二重払いとなりうる謝礼等
交通費	・事業実施に必要な講師、ボランティア等の交通費	・団体構成員の交通費等
消耗品費	・事業実施に必要な事務用品等	・参加者への景品、記念品等
印刷製本費	・事業実施に必要なチラシ、ポスター等の印刷製本費	・団体の会報等の印刷製本費
通信運搬費	・事業実施に必要なチラシ、ポスター等を送付するための通信運搬費等	・電話、会報等の通信運搬費
保険料	・ボランティアの保険料等	
委託料	・会場等の設営を専門業者に委託する際の費用等	
使用料	・会場使用料、機器レンタル料等	・視察や研修のみのバス借上料等
食糧費	・講師の飲食費等（ただし、右記の場合を除く）	・懇親会や慰労会等における飲食費、手土産等
備品購入費	・対象事業を行う上で核となる役割を果たす備品の購入費 ・対象事業で使用する備品の購入費（補助額の2割以内）	・個人所有となる備品の購入、修繕費用等
人件費	・当該事業にかかる団体構成員の人件費（ただし、補助額の2割以内）	
賃金	・当該事業の実施に際して、臨時的に雇用する人員（アルバイト等）への賃金	
その他	・その他市長が認める経費	・支出の根拠が確認できないもの ・団体の事業所等の家賃、光熱水費等 ・特定の団体に所属するための会費等 ・施設整備費 ・慶弔費、見舞金等 ・財産の取得等に係る経費

※人件費の算出に係る留意事項

- (1) 原則として「時間当たり金額（任意）×時間数」で算出する
- (2) 時間当たりの金額は、最低賃金以上の額で、一般に許容される程度の額を上限とする

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 宛

請求者 住所

氏名

電話

補助金交付申請書

山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 事業名

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 企画提案書（様式第2号）
- (2) 事業スケジュール（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 第2条第1項の要件が確認できる書類
- (5) 申立書（申請者用暴力団排除関係）（様式第5号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

企画提案書

1	解決すべき地域 課題や社会課題	
2	事業の目的・必要性	
3	事業内容	
4	実施場所	
5	期待される 効果・成果	
6	協 創 の 観 点	提案者の役割
		市の役割
		その他の役割
7	自主財源確保に 向けた取組	
8	次年度以降の展 望	

様式第3号（第6条関係）

事業スケジュール

年度

時期	内容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

様式第4号（第6条関係）

収支予算書

（収支予算書）

総事業費（A）	円
補助対象経費（B）	円
補助対象外経費（C）	円

（収入の部）

項目	予算額	積算根拠（単価、数量等）
事業収入	円	
自己資金	円	
	円	
合計（A）	円	

（支出の部）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
補助対象経費		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	小計（B）	円	
補助対象外経費		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	小計（C）	円	
合計（A）		円	

様式第5号（第6条関係）

申立書

（申請者用暴力団排除関係）

私は、下記の団体について、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係にな
いことを申し立てます。

なお、山陽小野田市が、山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金
の交付を受ける申請者への審査を行うに当たり、この申立書の内容が事実であ
ることを確認するため、関係機関に照会することに同意します。

記

団体の所在地

団体名

代表者 役職・氏名^{ふりがな}

代表者住所

代表者生年月日 年 月 日

山陽小野田市長 宛

年 月 日

申立者 住所

氏名^{ふりがな}

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金については、下記のとおり決定しましたので、山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付決定額 金 円

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山陽小野田市地協創によるまちづくり提案事業補助金については、下記のとおり不交付となりましたので、山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 不交付理由

年 月 日

山陽小野田市長 宛

請求者 住所

氏名

電話

補助金交付変更申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金の一部を変更する必要があるので、山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 交付変更申請額 金 円
- 3 添付書類
 - (1) 企画提案書（様式第 2 号）
 - (2) 事業スケジュール（様式第 3 号）
 - (3) 収支予算書（様式第 4 号）
 - (4) 第 2 条第 1 項の要件が確認できる書類
 - (5) 申立書（申請者用暴力団排除関係）（様式第 5 号）

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで変更申請のあった山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金については、下記のとおり決定しましたので、山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付変更決定額 金 円

様式第10号（第10条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 宛

請求者 住所

氏名

電話

完了報告書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった協創による
まちづくり提案事業が完了しましたので、山陽小野田市協創によるまちづくり
提案事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 添付書類

- (1) 収支決算書（様式第11号）
- (2) 決算状況が分かる書類の写し
- (3) 補助事業の完了を確認できる写真等

様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

収支決算書

(収支予算書)

総事業費 (A)	円
補助対象経費 (B)	円
補助対象外経費 (C)	円

(収入の部)

項目		予算額	決算額	増減	摘要
団体負担金等		円	円	円	
対象外経費	事業収入	円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
	その他寄附金等	円	円	円	
合計 (A)		円	円	円	

(支出の部)

区分	項目	予算額	決算額	増減	摘要
補助対象経費		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
	小計 (B)	円	円	円	
補助対象外経費		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
	小計 (C)	円	円	円	
合計 (A)		円	円	円	円

様式第12号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった協創によるまちづくり提案事業補助金については、下記のとおり額の確定をしたので、山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

記

1 確定補助金額 金 円

2 請求期限 年 月 日

3 注意事項

- (1) この補助金は、山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用しないこと。
- (2) 市長は、必要があると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせることがあること。
- (3) 誓約事項を履行しないとき、又は山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金交付要綱の規定に違反したときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあること。

年 月 日

山陽小野田市長 宛

請求者 住所

氏名

電話

補助金請求書

年 月 日付け 第 号により、補助金額確定の通知があった協創によるまちづくり提案事業補助金について、山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき請求します。

請求額 金 円

振込先

どちらか一方を御記入ください。	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関名		支店名			
		銀行 金庫 組合		本店 支店 支所 出張所			
	預金種目		口座番号（右づめ）				
	普通(総合) ・ 当座						
ゆうちょ銀行	店番	番号（右づめ）					
フリガナ							
口座名義人							

※預金種目の欄は、該当する方を○で囲んでください。

様式第 1 4 号 (第 1 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした協創による
まちづくり提案事業補助金について、交付決定の一部(全部)を取り消したので、
山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金交付要綱第 1 3 条第 3 項の規
定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付決定取消額 金 円
- 3 取消しの理由

年 月 日

山陽小野田市長 宛

申請者 住所

氏名

電話

補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号により、山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金の交付決定を受けた補助事業について、山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により下記のとおり申請を取り下げます。

記

1 補助事業の実施場所

山陽小野田市_____

2 取下げの理由

様式第16号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

補助金返還請求書

年 月 日付けで交付した山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金について、山陽小野田市協創によるまちづくり提案事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により補助金の返還を請求します。

記

- 1 返還すべき補助金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還事由
- 4 その他特記事項